

債権者名簿への不記載と免責の効力（破産法 253 条 1 項 5 号）

先日、地裁控訴審判決で逆転勝訴判決を得ました。法的論点としても興味深い判決であったので、ご紹介いたします。破産法では、「免責許可の効力について、破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権」については、原則として免責の効力が及ばないと規定しており（第 253 条 1 項 5 号）、裁判例では「単に債権の存在を知りつつ債権者名簿に記載しなかった場合のみならず、債権の存在を失念したために債権者名簿に記載しなかったことにつき過失がある場合も含むと解すべき」との判断もなされています。今回の事案では、連帯保証債務について債務者が既に弁済しているものと思っていた債務について債権者名簿に記載しなかったことが、故意又は過失として免責の効力が及ばないのが争点となりました。

事案は、相手方が当方依頼者（「Aさん」とします。）に対し、連帯保証契約に基づき、100 万円の保証債務の履行を請求してきたものです。

今から 10 年以上前、今は亡き A さんの父が相手方（「B氏」とします。）から、弁済期を約半年後として 100 万円を借り入れた際、A さんは、父の連帯保証人となりました。その際、A さん、A さんの父、B 氏との間で借用証を作成し、A さんも自ら署名押印しましたので、連帯保証契約の締結自体には争いありません。もっとも、この借用証は B 氏が所持し、A さんには原本も写しも交付されていませんでした。

その後、A さんの父は A さんに「もうあの借入れの件は済んだから。」と説明したため、A さんは連帯保証債務も消滅したと信じ込み、次第に忘れていました。

その数年後、A さんは自己破産をしましたが、A さんは、その破産手続の際、B 氏への連帯保証債務を届け出ることをしませんでした。A さんにとっては、主債務者である父が完済をしたと思っている債務です。また、借用証を作成して以降、B 氏から A さんのもとには一度も連絡がなかったのです。A さんにとっては、もう「済んだ」と思い、忘れてしまった債務でした。

借用証を作成して 10 年後、消滅時効寸前に、B 氏から、100 万円の支払を求める内容証明郵便が届き、その後、東京簡裁に保証債務履行請求訴訟が提起され、当事務所にて A さんの訴訟手続を受任しました。

当方は、「A さんは、主債務について、父がとっくに返済していると思っていた。また、弁済期を徒過した後も、破産手続まで B 氏から一切連絡が来なかった。そのため、A さんは破産手続の際、本件連帯保証債務は消滅したと信じていたとともに、失念していたのであり、本件債務に免責の効力を及ぼすべきでないほどの過失はない。したがって A さんに支払義務はない。」と主張しました。

本件の争点は、「破産手続において債権者一覧表に記載しなかった債務について、非免責債権（「破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権」（破産法 253 条 1 項 6 号））に当たるか」という点です。

この条文の解釈については、いくつかの裁判例がありまして、同号の趣旨は「破産手続の開始も知らず、債権の届出をしなかった債権者は、債権者名簿に記載されないことにより、免責に対する異議申し立ての機会を奪われるから、かかる債権を非免責債権として保護しようとしたものであるから、」（同号の「知りながら」というのは、）「単に債権の存在を知りつつ債権者名簿に記載しなかった場合のみならず、債権の存在を失念したために債権者名簿に記載しなかったことにつき過失がある場合も含むと解すべきである」とされています（神戸地判平成元年 9 月 7 日判時 1336-116）。

一審・東京簡裁の判決では、当事者間に争いある事実について根拠ない事実認定がなされ、破産手続に当たり確認を怠った A さんの対応が不誠実であるなどとして、破産法 253 条 1 項 6 号に基づき破産免責の効果は及ばないとして、B 氏の請求が全額認容される判決が言い渡されてしまいました。

しかし、A さんは、B 氏が請求さえしてきていれば、当然破産手続の際に、B 氏への債務を記載しました。破産手続の際に書いていけば免責されていた債務を、敢えて書かないはずはありません。また、本件は連帯保証債務であり、A さんが自分で使うために借り入れた債務ではないのです。手元に借用証もなく、借用証にサインをして以降、数年間請求が一度もなかったら、失念してしまっても仕方ありません。当然、一審の判決を不服として控訴をしました。

東京地裁にて行われた控訴審判決では、当方の主張どおり、

- ① B 氏が弁済期を徒過した後、破産開始決定まで A さんに対して何らの請求も行っていないこと、② A さんは借用証の原本も写しも持っていなかったこと、③ A さんは、破産手続に至るまで、他の免責債権は弁済をしているが、本件債務については一度も弁済をしていないこと、④ A さんは他の免責債権は生活の必要から借り入れたものだが、本件は連帯保証債務であり、債務の性質が異なること。主にこれらの事情から、「破産手続時、A さんが本件債務についての認識が薄れていくことも自然であり、A さんが本件債務の存在を『知りながら記載しなかった』とは認められない。A さんに免責を認めないほどの過失はなく、非免責債権には当たらない」と判断され、無事に B 氏の A さんに対する請求は棄却されました。

地裁判決は、破産法 253 条 1 項 6 号の趣旨を踏まえ同号を適切に解釈し、本件の事案を常識的かつ公平な視点でとらえた判決だと思います。

この控訴審判決が無事確定してくれることを祈っていたのですが、つい先日、相手方より

高等裁判所に上告されてしまいました。

もともと、上告審においては、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法違反があること、手続違反があること、（高裁に対する上告については）判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があることを理由としなければなりません。本件の控訴審判決に上記のような違反があるとはいえないと考えますので、上告が棄却されることを期待しています。